

## 第24期 第25回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月13日(金) 13時30分から15時18分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(18人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(0人)

5. 説明員(2人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	15番 上坂 雅彦 委員
		16番 服部 みさ子 委員

第2	議案第93号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第94号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
	議案第95号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第96号	農用地利用集積計画について

- 報告第136号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第137号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について  
報告第138号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第139号 農地法施行規則第29条第1項の規定による通知について  
報告第140号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について

### 第3 その他事項

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

#### 9. 会議の概要

事務局長 皆様、こんにちは。雨の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻より早いですが、始めさせていただきますと思います。

それでは、第24期第25回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。

最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号6番 山本 公彦委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ご着席、お願いいたします。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は中部選出の副会長であります西村 博委員にお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は全委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会長 < 会長挨拶 >

会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、発言は意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしく申し上げます。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

15番 上坂 雅彦 委員

16番 服部 みさ子 委員

よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。

ただし、No. 1については、〇〇委員が利害関係人ですので、ご退席いただいた上で、No. 1について審議を行いたいと思います。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、No. 1について事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づきNo. 1のみ説明)

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いするところですが、本件は地元委員が〇〇委員ですので、隣地地区担当委員に現地調査をしていただいております。

それでは、委員より、ご意見をお願いします。

委 員 写真のとおり農地で、〇〇が引き続いてするというので、何ら問題ないと思いますので、どうかよろしくご承認いただきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

委 員 申請について教えていただきたいです。譲渡人の方ですが、この農地を買われてからまだ10年もたっていないと思います。そもそも京都の方だと思いますが、農地は住んでいるところから距離が離れ過ぎていると取得できないと、ちらっと聞いたことがあります。どういった経緯でこの方は取得できたのですか。

事務局 3条で農地を買うに当たりましては、〇〇委員がおっしゃったとおり、以前は30kmという距離要件がありました。なくなっており、買われた時も既になくなっている時でしたので買えたのかと思っております。以上でございます。

委員 ありがとうございます。

事務局 買われたのは、平成25年ぐらいで、10年ほど前になります。

議長 ほかにご意見ございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。  
No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

それでは、これより再度、〇〇委員にお入りいただきます。

(〇〇委員 着席)

委員 今回の回答について、距離の制限がなくなったのはいいのですが、例えば極端な話、距離の制限をなくして、50km、100kmと離れたところを買って、耕作に行けない場合はどうですか。耕作に行くのに、距離が離れていても購入できる。耕作制限があるほうが本来の形ではないかと思いますが、どういう意味で距離の制限はなくなったのでしょうか。

事務局 距離の制限がなくなったのは、交通の便がよくなったり、みんなが車に乗るようになったりなど、30kmが昔に比べてたやすく到着できるようになったということから、なくなった経過があります。50km、100km離れた人が3条の譲受人となって申請に来られた時に、例えば東京に住んでいるという極端な場合、前さばきの段階で、これは通えるのか、どうやって耕作するのかなど伺いますし、例えば、京都など現実味のある場所で、50km離れていて、毎週通うということなら、毎日世話をしないといけないようなものでなければ受け付け、その人が本当に耕作できるかというところについては、現地調査等や聞き取りしていただく、事務局はもちろんあらかじめ聞き取りをして、審議にかけることになると思っております。

委員 ということは、受付の段階で事務局で判断し、その段階で拒否されるわけですね。

事務局 東京など、滅多に帰れないという話で、受け付けても通りませんと伝えたら、取り下げられているというのが現状です。

委員 事務局が一応そこで交通整理をされるということですね。

事務局 今申しましたように、我々も窓口での対応としては、交通整理し、そして判断をして、適格かどうかというのは見ております。

議長 それでは、続きまして、No. 2から No. 5の審議を行いたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき No. 2以降から No. 5説明)

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 2から No. 4の伊香立南庄町につきまして、地元委員より、ご意見をお願いします。

委員 今、事務局から説明がありましたが、少しお伺いします。No. 2、No. 3ですが、利用権設定が通ってからではないですか。今月申請が出ていると思いますが。

事務局 No. 2につきましては、譲受人が、利用権の申請をされていますが、耕作面積が既に、4856.20㎡あり、今回の3条許可の829㎡を加えると5000㎡を超えています、3条許可申請の土地の面積を加えて5000㎡になればよいと法律にありますので、こちらは単独で採決をしていただくこととなります。よろしくをお願いします。

委員 No. 2の物件ですが、現在、譲受人がずっと前から小作されており、隣の田んぼも譲受人の田んぼです。この田んぼを買うことによって、譲受人の田んぼへ、機械が渡れるようになりますので、何ら問題ないと思います。

No. 3の〇〇さんが譲り受けられる田んぼですが、この田んぼは譲受人の家の真ん前にありまして、今も耕作されていますので問題ないと思います。

No. 4の譲受人ですが、譲渡人と親戚関係にあり、圃場整備ができた時から譲受人が耕作されており、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 5の雄琴四丁目につきましては、私が地元委員ですので意見を述べさせていただきます。

4月24日、推進委員と申請農地の確認に行きました。事務局の説明のとおり、この土地を孫に贈与したいと言っておられたのですが、うまくいかなかったようで、新たに申請をしない、申請者が高齢になり農地の継続維持するため、子どもに贈与したいとおっしゃっていました。特に問題はないと思われしますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長

それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

ただし、先に事務局からありましたとおり、No. 3の伊香立南庄町につきましては、後ほど審議いただく議案第96号 農用地利用集積計画についての採決の後でお諮りします。

それでは、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 5について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第94号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議 長

それでは、説明が終わりましたので、4月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員にご報告をお伺いします。

委 員

現地確認の結果を申し上げます。

現地確認をいたしまして、水はけの悪いという状況は理解できました。そして、一部盛土がしてあり、先行したという事情説明書がついておりますが、これについてどうしてもしないといけないのかということ、やや疑問が残るような状況ではございました。

ただ、取水であるとか排水については盛土によって変更があるわけでもなく、問題はございません。

そして、近隣の農地に対する影響も特段認められませんでした。

先行していたことに少し問題はございますが、一応果樹園にするということで誓約書も出ていることですので、本件については、こんな言い方はおかしいですが、やむを得ないかなと。そして、これからの経過を十分注視していく必要があるのかなと思いました。現状のところは、そういうところでございます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の伊香立向在地町につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員

今、事務局並びに一日立会委員より説明がありましたように、私、地元として、こんな言ったら悪いですが、あまりしてほしくない物件ではございますが、現在、ここを山椒なり果樹園にするということで誓約書も書いてありますので、しょうがないなと思ひまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

委員

今の案件、最近何回もお目にかかるところですが、今後、この方はもっと拡大していく意向があるのか、その辺のことはどういう感じか教えていただけませんか。

事務局

詳しい話を伺ったわけではありませんが、拡大される可能性は十分にある方という認識はしております。きちんと話をしたわけではないので、そういう感触というところです。以上です。

議長

ほかにご意見あれば。

委員

先ほど〇〇委員も言われたように、何度も申請もされていますが、その買われている農地については計画どおりに進んでいるのでしょうか。

事務局

3条の許可申請をされて許可を得られた農地につきましては、もともときれいな農地ということがあり、それは維持しておられると事務局では考えております。

委員

耕作もちろんされているし、農業機械ももちろん所有はされているのですね。水稻をする可能性があったけれど、今回は湿田だったから果樹をされるということなので。

事務局

おっしゃるように、ご自身がされているかというところですが、大きい機械が要る分については営農組合に依頼して、田植えや稲刈りなどしてもらっているということは聞いております。畑等はご自身がされていると。

委員

そしたら、今回、湿田で果樹をされるということは、果樹の管理は営農がされるの

ですか。

事務局 営農組合がという話を聞いたのは今回の件ではありません。ですので、果樹、山椒は、ご自身がされると理解しています。

また、奥の方、土が入っていないところについては水稻をされるとも聞いていますので、そこに関しては営農に依頼をされることも可能性としてはあるのかなと理解をしております。以上です。

委員 前も聞きましたが、この方、お幾つでしたか。

事務局 71、2歳です。

委員 譲受人名義で買われたのはトータル何反になりますか。

事務局 3条許可では、今時点で持っている農地は2町7反です。以上です。

委員 果樹は大体数年はかかるとは思いますが、されるのでしょうか。

事務局 するということで伺っています。

委員 その場合、後継者ではないですが、後をしてくれる人も名前に上げておくなどできないものなのでしょうか。

事務局 もちろん、農業の継続ということに関しては、おっしゃるとおりですが、1人では駄目ということもなく、配偶者がいるのかなど、数がないといけないというのは全くございません。以上です。

委員 ○○と名前が書かれていますが、配偶者が不動産業をしています。この方は、これまでに何件かこういう形で土地を買っています。面積は確かにあるのですが、実際にしているというのは、先ほど言われたように、ほとんどが小作で認定農業者などに頼んでいて、現在、面積があるから買える状況にあります。こういう人に本当に売っていいのかと、私も出るたびに思います。書類上でなら、面積があるから売買できると。

では、その人が現実的に農業のためにそれを買っているのかと言うと、何か疑わしいことがものすごくあり、どうやって拒否するかというところが今問題点として残ると思います。

ここだけではなく、ほかにもそういう案件もあります。和邇で、小野に住んでいる方が買った農地がありますよね。その後、自分が作らずに全部小作に出ているわけですね。

ですから、こういう場合の何か対策、拒否といいますか、受け付けないといえるのか聞きたいと思います。

事務局 今、委員がおっしゃったように、下限面積に関してはクリアしているから買えるこ

とについては、そのとおりです。先ほど申し上げたように、あくまでも経営者として、ディレクターは自分だ、経営をするのは自分だが作業をしてもらうことについては、農業経営という観点からは認められていますので、3条についてはそれでクリアできているという理解をしています。

また、下限面積ですが、ゆくゆく、制限がなくなるという話もあります。以上です。

事務局 補足します。下限面積の話ですが、今年度中には衆議院を通過、今度は参議院に審議が移り、なくなるであろうということが言われています。その時に、委員がおっしゃったように、農地として守っていかないといけない分はどうするのかというのは問題として残ってきます。

なくすということは、誰しものが少ない面積でも農地を持てることを国が考えているようですので、国の動向を見計らいながら私どもも意見を出して農地を守っていくという面では、岐路に立っている状況にはなっていますので、その辺を含めて、今後考えていきたいと思えます。以上です。

議長 ほかに何かございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。  
No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第94号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る4月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括して報告をお伺いします。

委員 現地確認をした結果について報告いたします。

まず、真野普門の太陽光発電の場所は、前年も私が一日立会委員として行っていました。偶然にも、また私が行くことになりましたが、当初の計画と比べて、調整池が新たに設けられ、しかも住宅地との間に緩衝地を設けて、隣地関係者と協議が進んだことが十分理解できました。そのような中で、以前よりは近隣の方の条件はかなりよくなったのかなと思います。その結果として承諾書が添付されていると思えます。

ということで、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

No. 2につきましては、現状、今度の譲受人がほとんど管理されており、放っておいたらどうにも仕方のないような地域であるのに、それを適正に管理されている方ですので、5条申請について、私は問題ないと判断いたします。場所は、信楽との境界に近い地区でございます。

No. 3につきましては、新名神の工事で何十m上を走る道路の計画地の横の土地で、川と道路に挟まれた土地で近隣の高さ等に影響は出ないと考えております。

以上、現地確認の結果をご報告させていただきます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の真野普門三丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員

真野普門三丁目の太陽光発電設備への転用ですが、農地自体は今現在の形を変えずにそのまま工事に入るとのことです。雨水排水は、事務局や一日立会委員が言われたとおり、調整池を3つほど設置し、最終的に隣接地所有者の農地の横に調整池をつくり、宮池に排出するとのことです。そして、隣接している隣接地所有者の田には給水施設が太陽光発電の土地と別にまた一つついていきますので、耕作には何ら問題ないと思います。

それと、写真で見てもらうと、土地改良の水路があると思いますが、そこへは土地改良の関係者は自由に出入りできるようになっていて、その水路の内側にフェンスができて、そこから中へは一般の人が入れないように工事するということでしたが、水路の管理は土地改良の人でもできるという回答でした。

あとは、先ほど言われましたように、緩衝地、木を植えて中が見えないようにして景観を保つということでした。

いろいろありましたが、慎重審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No. 2の大石富川四丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員

先ほど一日立会委員からもご説明ありましたとおり、この土地は39ページの隣地関係図のように、西側はほとんど全部、譲受人がやっておられ、借りるところも譲受人がほとんど管理されている状況で、耕作困難な場所です。

西側は譲受人がキャンプ場をしており、それを拡大するため、それぞれの隣接の持ち主に意向を諮って、ゆくゆくはこの土地のほとんどをキャンプ場にしたい意向で経営拡大を図っているということも言うておりました。

よく管理されており、完全に不耕作のところをきれいな形で一通りキャンプ場等々に転用する形で、私も見ましたところ、よくやっていたという印象です。そういう点からは特に問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No. 3 及の枝三丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 これも名神の工事関係の駐車場で、この横の県道が田上不動寺に抜ける道筋になっております。そして、周辺には農地は何もなく、〇〇が砕石を入れて整地をするとしており、そのまま自然に明け渡すということになるので、何ら問題はないと私どもは判断しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

委員 真野の太陽光ですが、別に反対するわけではないのですが、農業委員会として1回通して、文書偽造ということで臨時総会を開いて2回、今度3回目ですが、農業委員会として簡単に受けていいものかと思えます。会長名か何かで抗議、これから偽造しないこととか、これは不動産業者だと思えますが、そういう抗議の意見を出しているのか、いないのかを1回お聞きしたいです。

事務局 委員がおっしゃった、会長名で何らかの文書については、特段していません。  
ただ、市が被疑者不詳で告発していますので、それできちんとできているのではないかという理解をしています。以上です。

議長 ほかに何かございませんか。

委員 説明で調整池とかを設けるといって、図面を見ているのですが、27ページの土地利用の計画書の図面と31ページの緑地計画の図面、これが多分最終の新しい図面かと思えますが、池の位置などが違っており、どれが本当に排水の池を利用されるかというのが不明確なのと、水の流れを知りたいと思っていて、断面図をいろいろ見たのですが、27ページの土地利用計画の平面図の右下のほうに、FからF'、GからG' という薄い茶色の線が引かれています。その断面図が次の28ページ、29ページに描かれていて、GからG' はそのまま平地になっているのですが、FからF' のところに太陽光パネルが設置されているという表記があるのですが、平面図を見ると、ここにはパネルを設置しないようになっているのですが、どれが本当でしょうか。

事務局 2つ目のご質問からお答えします。

27ページの図面、右下部分と29ページで言うと右上のほう、F-F'、パネルの絵が描いているということの齟齬です。これに関しては、F-F' の線について、パネルは設置されないということです。お詫びして訂正します。事業者にも、その指導はするようにいたします。

それと、調整池の話ですが、30ページをご覧ください。左の真ん中辺に1号調整池、ちょうど真ん中に2号調整池、その右が4号、さらにその右が3号と描かれています。これは事業者のほうは田を全体としての調整池として考えるという図面です。ですから、特に今、例えば1号調整池と書いているところにつきましては、雨が降っ

てこの面に水がたまると、ここを調整池として使うという計画です。この1号の調整池から、範囲で言うと、その右下のほうに絵が描かれており、その下の31ページも同じ部分に絵が描いてあると思います。これはコンクリートの構造物であり、洪水吐と沈砂池も設けられているのですが、ここを通り、さらに右側の2号調整池に雨が降ると水が流れていくという計画になっています。さらに2号の調整池から右側のほう、下流の4号の調整池に流れる、このルートともう一つ、一番右上の3号の調整池、ここが高いので、こちらの水はそこから左側の4号調整池に流れる。両側から水が入ってきた4号調整池は、その左下に絵が描かれていると思いますが、そこから辺に水がたまり、最終、委員の説明のとおり、隣接の方の農地に流れていくということで排水口のようなもの、チェックポイントという文字が描かれていますが、そちらに流れていくルートです。

これに関しては、農業委員会事務局だけではなく、大規模な面積でもありますので、滋賀県の広域河川政策室とも随分協議をされて、この調整池の機能、それについての流量計算をされています。ここに大分時間をかけられて、最終的には広域河川政策室とは協議が整って、計算上、きちんとフォローができていくということで、この調整池としての活用の仕方について問題がないと県はオーケーを出しているということです。以上です。

委員 先ほど〇〇委員がおっしゃったことが、私も気になっていまして、前回偽造したので審議をしたと。信頼関係の前提を1回崩しているわけなので、今回拝見して、随分違う対処をされていると理解はするのですが、我々に、なぜあの件が起こったのか、なぜ今回提出されたものは信頼して審議できるのか、その説明責任を果たしていただいたほうがいいと思うのです。ここには出てないですが、何か事務局に対して、誰が何をしたのか、その責任の所在と今回それがどう改善したのか、こういった説明というのはあったのでしょうか。

事務局 偽造に関する経緯については報告書が出されています。社名を言うのは控えますが、不動産会社で判子をもらえるであろうとか、そういったことを判断して押印をしてしまいましたといった旨での報告書は頂いています。それについては、私どものほうだけではなくて、会長及び委員に報告いたしました。

その後、先ほど申し上げましたとおり、市が被疑者不詳で刑事告発をして、不起訴という、結果というわけではないですが、一定の結論は出たということで整理をいたしました。以上です。

事務局 補足します。今の話で、当時の申請人、譲受人と譲渡人は変わらないのですが、隣地承諾の印鑑の偽造が、ある不動産業者によって行われたということに対しての追及と市が告発をしています。それに対して、刑事事件ということで動いて、理由は分かりませんが不起訴になりましたので、5条申請として受けているという経緯になっております。

委員 今回、その不動産の会社は関与されていないのですか。

事務局 偽造に関係した不動産業者は、最初から私どもに対してコンタクトはありません。第三者という形で関与していたという話で、申請の段階で一度も話をしたことはありません。以上です。

委員 この土地は相当広く、別途、開発許可が要するという話だったと思います。いわゆる不適切な申請等々に関して、農業委員会として1回取り下げた、それから刑事事件で不起訴になったという事件の関係から、開発許可はどのような判断をされるのでしょうか。

事務局 告発して、不起訴になったとの申請書類を受け付け、進めているということで、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例を所管している開発調整課に、太陽光発電設備を設置するという本申請手続きを既に行っているということは確認をしています。

ですので、農地転用の手続と並行するような形で、開発調整課では、略称太陽光条例の手続が進みつつあるということです。以上です。

委員 開発許可が下りる条件は何か。例えば、これだけの土地なので、今、資源エネルギーの電気料という関係で破綻しているところもありますよね。そういう部分から見て、1年とかで破綻してしまうような形でも許可になるものなのか、それとも何年以上はやらないといけないという条件はついているのですか。

事務局 きちん確認はしたわけではないですが、確実何年かという担保はないのではないかと理解はしています。

ただ、費用が安いものではありませんので、当然それなりの期間は設置をされるだろうとは思っていますし、通常、太陽光パネルを個人の家屋根に設置するのも、20年という話はよく伺いますので、今回の土地のほうが何年と確認できませんが、それなりの期間、設置をされるだろうとは思っています。以上です。

委員 なぜかと言いますと、前もあつたのですが、農業委員会の許可があつて、それに基づいて次の申請という形が割と見受けられるのです。農業委員会がオーケーだよと言ってしまったら、何か先走ってオーケーしてしまったような感じができると困るなという気がしたのです。だから、どこかで歯止めがあるのならいいのですが、農業委員会の中では3年3作とかそういう形の中では取扱いはないですよ。

だから、そうなると、どこかそれがないと農業委員会としてもその辺が判断する時に、もう1回、うんと言ってしまったら、前もその形だったと思いますが、後でこっちがうんと言ったからみたいな形になるのは大変嫌だなと思うのです。

事務局 委員のおっしゃるとおりかとは思いますが。

先ほど説明をしましたように、今、市の開発調整課のほうも太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の手続を現在進めている、手続中であるということは何度も確認しております。

ですので、農地転用だけがずっと通って、開発調整課の条例のほうは何も動いて

ないという状況ではないということで理解をしております。

あと、今回の農業委員会の審議については、許可ではなく、あくまで許可相当ということになるかと思えますし、その後、県の農業会議への諮問というところもあります。諮問の中でも許可相当という判断に対してどうかということですし、最終的には大津市の太陽光発電の設置の規制等に関する条例と同日でない限り許可書は発行しない申し上げたと思えます。ですので、そこは最終、歩調は必ず合うということでご理解いただければと思います。以上です。

議長 今回のことについて、大津市長が告発されたのですね。本来でしたら事件の発生が農業委員会に関わることで、農業委員会が告発をするのか本来的ではないのでしょうか。

事務局 今回の件に関しましては、先ほど〇〇委員が言われたように、関連して動いている話です。農業委員会、開発調整課、この偽証については、総務課も文書の関係で関係してきます。そういった関連の課で大津市としてどういう上げ方をするかということで、総務部から告発をすると内部で決まり、そういう対応をいたしました。

議長 ほかに何かございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。  
No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手多数により、議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は、許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聞くことに決定いたします。  
続きまして、No.2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。  
それでは、続きまして、議案第96号 農用地利用集積計画についてを整理番号19から整理番号23を一括して議題といたします。

それでは、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

事務局 (事務局、整理番号 22 について、補足説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案 9 6 号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

それでは、先ほど採決を保留しておりました、議案第 9 3 号の No. 3 についてお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 9 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 3 は許可することに決定いたします。

ここで議案の審査を終了します。

それでは、続きまして報告案件です。報告第 1 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、報告第 1 3 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届について、報告第 1 3 7 号 農地法第 5 条の第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、報告第 1 3 8 号 農地法第 1 8 条の第 6 項の規定による通知について、報告第 1 3 9 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農地転用届出について、報告第 1 4 0 号 農地法第 3 条の第 3 項の規定による権利取得の届出について出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

(事務局、集計報告)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、以上をもちまして、報告案件を終了します。

そのほか、何かありましたらお願いします。

(事務局から、前月総会での質問等への回答及び書類簡素化について)

(事務局から、その他事務連絡)

議 長            よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして、本日の全ての案件を終了いたします。マイクを司会に渡します。

副会長            長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。  
これをもちまして、第24期、第25回大津市農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

## 議事録署名委員

議長 (田中 謙一 委員) 印

委員 (上坂 正彦 委員) 印

委員 (服部 みさ子 委員) 印